

労災保険（労働者災害補償保険）とは？

日本で働く労働者が仕事上または通勤のときにケガをしたり、病気になったり、障害者になったり、死亡したときに、本人及びその遺族に様々な補償を行なう保険を労災保険といいます。

労災保険は、一部の事業所を除いて、労働者を雇っている全ての会社・組織は必ず加入しなければなりません。ですから会社・組織などで働いている全ての労働者が補償を受けることができます。

労災保険の特徴は？

1. 雇い主が加入しなければならないので、労働者は申請をすれば保険給付が受けられます。もし雇い主が加入してない場合でも過去に遡って加入手続き可能なので、いずれにしても労働者は保険の適用を受けることができます。
2. パート、アルバイト、常用等雇用形態の区別なく適用されます。
3. 外国人労働者も日本国内の労働であれば、国籍、在留資格の有無または不法就労であるか否かを関係なく保険の補償を受けられます。
4. 外国人研修生については、本来労働できないので適用されませんが、事実上労働していたとみなされる状況であれば、申請の内容により労災の適用を受けられる場合があります。
5. 保険給付の支給請求期間には制限があり、一定期間（給付内容により2年～5年）を過ぎると時効になり保険給付が受けられないのでできるだけ早く支給請求申請手続きを行なった方がよいでしょう。

労災の支給についてわからないことがあれば、労働組合又は労政事務所に相談されるといいでしょう。

労災保険はどのようなときに使えるの？

労災保険の適用が受けられる保険災害は大きく分けて**業務災害**、**通勤災害**の2種類があります。

(1) 業務災害

業務上発生した負傷、疾病、障害または死亡を指します。業務上とは主に以下を指します。

(但し業務上か否かの最終的な判断は労働基準監督署が行います)

- ①就業中
- ②作業に伴う付随行為中（仕事上の用便・水飲み、事業場内通行中、業務遂行上必要な外食等も含む）
- ③作業の準備・後始末中、待機中
- ④事業場施設内における休憩中（施設の管理不行き届きが原因の場合）
- ⑤天災、火災等に際しての緊急行為中
- ⑥出張中
- ⑦通勤途上で事業主の通勤専用交通機関を利用中（専用バス等）
- ⑧その他（業務命令による会社の運動会等も含む）

但し、仕事上の自殺・自傷行為、スト中の災害、喧嘩による負傷、休憩時間内や出張中の私的行為に因るもの等は業務外とされています。

(2) 通勤災害

労働者の通勤による負傷、疾病、障害又は死亡を指します。この場合、通勤とは労働者が住居と就業場所との間を、業務上に関係した理由により合理的な経路及び方法により往復することを指します。

また通勤途中において通勤とは関係ない目的で経路を中断もしくは逸脱した場合は通勤とみなされません。但し、日用品の購入、受診等労働省令で定められた一部の行為で中断若しくは逸脱した場合は、その間を除き、経路に復した場合は通勤とみなされます。

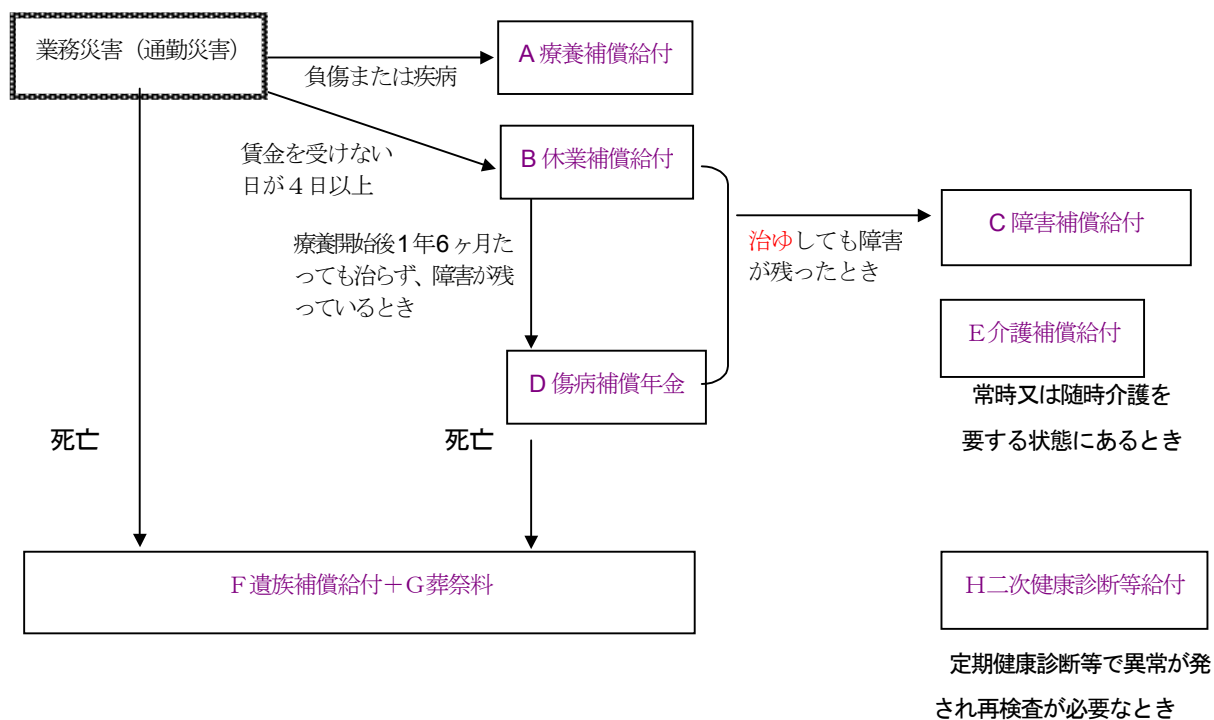
労災保険の内容は？

被災労働者に対しては次の保険給付が行われます。(業務災害時の給付の名称。〔 〕内は通勤災害の場合における給付の名称で名称は異なりますが給付内容は同じです)

- A. 療養補償給付 (療養の給付・療養の費用) [療養給付 (療養の給付・療養の費用)]
- B. 休業補償給付 [休業給付]
- C. 障害補償給付 (障害補償年金・障害補償一時金) [障害給付 (障害年金・障害一時金)]
- D. 傷病補償年金 [傷病年金]
- E. 介護補償給付 [介護給付]
- F. 遺族補償給付 (遺族補償年金・遺族補償一時金) [遺族給付 (遺族年金・遺族一時金)]
- G. 葬祭料 [葬祭給付]
- H. 二次健康診断等給付

また、上記の保険給付の他に、各種の特別支給金と呼ばれる手当 (一時金・年金) が支給されます。

労災保険給付の流れ



「治ゆ」とは・・・身体が健康なときの状態にもどったこと、および傷病が安定して医学上一般に認められた医療を行っても、その効果が期待できなくなった状態を治ゆ (症状固定) といいます。

A 療養補償給付〔療養給付〕

療養補償給付には現物給付である**療養の給付**、現金支給である**療養の費用の支給**、の2種類があります。

a 療養の給付

仕事または通勤のときにけがをしたり病気にかかったりして療養を必要とするとき、労災指定病院・診療所で傷病が治癒するまで無料で療養を受けることができます。

治療費等は、病院から直接労働基準監督署長に請求されます。

給付の内容

療養の給付には以下のものがあります。

- ①診察
- ②薬剤または治療材料の支給（リハビリテーションを含む）
- ③処置、手術その他の治療
- ④病院または診療所への入院（看護、給食、室料加算などが含まれる）
- ⑤看護・介護（居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護）
- ⑥移送

ただし、まだ一般に治療効果があると認められていない特殊な治療などは対象となりません。

手続き

被災した労働者本人が、「療養補償給付たる療養の給付請求書」に必要事項を記入し、事業主に証明を受けた上で、療養を受けた労災指定病院等を経由して事業所の所轄の労働基準監督署長に提出します。

尚、療養期間中に病院を変更することは可能ですが、その場合は事前に事業所の所轄の労働基準監督署長に変更届を提出する必要があります。

b 療養の費用の支給

仕事または通勤のときにけがをしたり病気にかかったりして療養を必要とする労働者が、事情があつて労災指定病院・診療所以外で療養を受けたときや、外部から看護婦を雇ったとき、労働者は傷病が治癒するまでに療養に要した費用をひとまず**立替払い**します。その後、労働者が事業所の所轄の労働基準監督署長に**費用を請求し現金の支払いを受けます**。給付の内容はaと同様です。

手続き

被災した労働者本人が、「療養補償給付たる療養の費用請求書」に必要事項を記入し、事業主及び診療を担当した医師等に証明を受けた上で、費用の発生したことを証明する領収書等の書類と共に、事業所の所轄の労働基準監督署長に提出します。

B 休業補償給付〔休業給付〕

仕事または通勤のときにけがをしたり病気にかかったりして療養を必要とする労働者が、その療養のために仕事ができず賃金を全くもらっていない日が4日以上になったとき、休業4日目から休業補償給付が支給され、休業が終了するまで給付されます。尚、休業の最初の日から3日間については事業主が休業補償（一日当たり平均賃金の60%相当額）を行います。（通勤災害の場合は除く）

給付の内容

休業補償支給額は、給付基礎日額（平均賃金相当額）×60%×休業日数 です。但し他の社会保険（厚生年金保険の障害厚生年金等）を同時に受給している場合は休業補償給付の支給額は調整されます。

また、休業補償給付の受給権者は更に**休業特別支給金**として給付基礎日額の20%が支払われるので、合計で給付基礎日額の80%の休業補償を受けることができます。但し休業特別支給金の申請は休業補償給付同時に申請が必要です。

平均賃金の変動率により、休業補償給付額をスライドさせることがあります。

療養をはじめて1年6ヶ月経過すると、休業補償給付に係わる年齢別最低・最高支給限度額が適用されます。

手続き

被災した労働者本人が、「休業補償給付支給請求書・休業特別支給金支給申請書」に必要事項を記入の上、事業主及び診療担当医師等の証明を受けた上で、事業所の所轄の労働基準監督署長に提出します。

C 障害補償給付〔障害給付〕

仕事または通勤しているときにおきた災害による傷病が治ゆしても、身体に一定の障害が残った場合に支給されます。障害補償給付には障害の程度（第1級から第14級までの14段階に分類されます）により**障害補償年金**と**障害補償一時金**の2種類に分けられます。またこの他**特別支給金**が支給されます。

a 障害補償年金〔障害年金〕

障害等級の第1級から第7級までの障害と認定された人には、障害等級に応じて年金として年6回に分けて支給され、障害が消滅した場合若しくは死亡するまで継続的に支給されます。尚、障害補償年金と他の社会保険（厚生年金保険の障害厚生年金等）を同時に受給している場合は障害補償給付の支給額は調整されます。

支給額は以下（表A）のとおりです。

（表A）

障害等級	支給額
第1級	給付基礎日額の313日分
第2級	277日分
第3級	245日分
第4級	213日分
第5級	184日分
第6級	156日分
第7級	131日分

尚、障害補償年金受給期間中に障害の程度が変更した場合は、その新しい障害等級に応じて支給金額が変更されます。

また障害補償年金受給権者が死亡した場合、すでに支給された合計額が以下（表B）の基準額に満たないときは、その差額が、**障害補償年金差額一時金**として遺族に支給されます。更に障害補償年金受給権者の請求に基づき、障害等級に応じ表Bの基準額を最高限度として障害補償年金を一定額までまとめて**障害補償年金前払一時金**として支給することもできます。

（表B）

障害等級	基準額
第1級	給付基礎日額の1,340日分
第2級	1,190日分
第3級	1,050日分
第4級	920日分
第5級	790日分
第6級	670日分
第7級	560日分

b 障害補償一時金〔障害一時金〕

障害等級の第8級から第14級までの障害と認定された人には、障害等級に応じて一時金が支給されます。支給額は以下(表C)のとおりです。

(表C)

障害等級	支給額
第8級	給付基礎日額の503日分
第9級	391日分
第10級	302日分
第11級	223日分
第12級	156日分
第13級	101日分
第14級	56日分

c 特別支給金

障害補償給付(障害補償年金・障害補償一時金)の受給権者に対し障害等級に応じて支給されるもので、**障害特別支給金**、及び特別給与(※)を基礎とする**障害特別年金**、**障害特別一時金**の3種類があります。これら特別支給金の申請は、原則として障害補償給付の請求と同時に行なう必要があります。

(※) 特別給与とはボーナスの様に3ヶ月を超える期間毎に支払われる賃金を指します。

c.1 障害特別支給金

障害補償給付の受給権者に対して障害等級に応じて支給される一時金で、支給額は以下(表D)のとおりです。

(表D) 単位：万円

障害等級	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
支給額	342	320	300	264	225	192	159	65	50	39	29	20	14	8

c.2 障害特別年金

障害補償年金の受給権者に対して障害等級に応じて支給され、支給金額は以下(表E)のとおりです。

(表E)

障害等級	支給額
第1級	算定基礎日額(※)の313日分
第2級	277日分
第3級	245日分
第4級	213日分
第5級	184日分
第6級	156日分
第7級	131日分

(※) 算定基礎日額：原則として被災日以前の1年間に受けた特別給与の総額を365で除した金額。

また障害特別年金受給権者が死亡した場合、すでに支給された合計額が上述(表B)の基準額に満たないときは、その差額が、**障害特別年金差額一時金**として遺族に支給されます。

c. 3 障害特別一時金

障害補償一時金の受給権者に対して障害等級に応じて支給され、支給金額は以下（表F）のとおりです。

（表F）

障害等級	支給額
第8級	算定基礎日額の503日分
第9級	391日分
第10級	302日分
第11級	223日分
第12級	156日分
第13級	101日分
第14級	56日分

手続き

被災した労働者本人が、「障害補償給付支給請求書・障害特別支給金支給申請書・障害特別年金支給申請書・障害特別一時金支給申請書」に必要事項を記入の上、事業主の証明を受けた上で、障害部位及び状態についての医師等の診断書及び必要であればエックス線写真等と共に、事業所の所轄労働基準監督署長に提出します。第1級から第7級までの障害と認定されれば**障害補償年金**が、第8級から第14級の障害と認定されれば**障害補償一時金**が支給されます。

D 傷病補償年金〔傷病年金〕

仕事または通勤のときにけがをしたり病気にかかったりした労働者が、療養を開始してから1年6ヶ月たっても治ゆせず、かつ傷病の程度が傷病等級の第1級～第3級にあたる場合、休業補償にかえて傷病補償年金が支給されます。(療養補償給付は継続して受給できます)

支給は、傷病等級に該当する障害の状態が続いている間行われ、以下(表G)に示した年金が年6回に分けて支給されます。但し他の社会保険(厚生年金保険の障害厚生年金等)を同時に受給している場合は傷病補償年金の支給額は調整されることがあります。

また、傷病補償年金受給対象者には、傷病等級に応じて**傷病特別支給金**(一時金)、及び特別給与を基礎とする**傷病特別年金**の支給もあり、これについては傷病補償年金が支給される間毎年支給されます。

(表 G)

傷病等級	傷病補償年金〔傷病年金〕	傷病特別支給金	傷病特別年金
第1級	給付基礎日額の 313 日分	114 万円	算定基礎日額の 313 日分
第2級	277 日分	107 万円	277 日分
第3級	245 日分	100 万円	245 日分

手続き

傷病補償年金は、被災労働者が請求手続きを行う必要はありません。

労働基準監督署長が、所定の要件を満たすかどうかを判断するための手続きをします。但し労働基準監督署長より要請があったときは「傷病の状態等に関する届」を提出する必要があります。

E 介護補償給付〔介護給付〕

障害補償年金または傷病補償年金の支給を受け、且つその受給事由となる障害が労働省令の定める程度のもので、介護を受けている場合、その介護の状態に応じて当該労働者の請求に基づき支給されます。但し当該労働者が身体障害者療護施設等に入所している場合は支給されません。

給付の内容

1. 常時介護を要する被災労働者

- イ. 一ヶ月（月初から月末の間）の間に費用を支出して介護を受けた場合
その月において介護に要する費用として支出された額。但し 108,300 円を限度とする。
- ロ. 一ヶ月の間に費用を支出して介護を受けた日がない場合または介護に要する費用として支出された費用の額が 58,750 円に満たない場合であって、親族などによる介護を受けた日がある場合
一律 58,750 円

2. 随時介護を要する被災労働者

- イ. 一ヶ月（月初から月末の間）の間に費用を支出して介護を受けた場合
その月において介護に要する費用として支出された額。但し 54,150 円を限度とする。
- ロ. 一ヶ月の間に費用を支出して介護を受けた日がない場合または介護に要する費用として支出された費用の額が 29,380 円に満たない場合であって、親族などによる介護を受けた日がある場合
一律 29,380 円

手続き

「介護補償給付支給請求書」に必要事項を記入の上、以下の書類と共に事業所の所轄労働基準監督署長に提出します。

添付する書類

1. 障害の部位及び状態ならびに介護が必要であることを証明する医師等の診断書
2. 介護に要した費用の額の証明書（領収書等）
3. 親族などによる介護を受けた場合は、介護の事実についての申立書

F 遺族補償給付〔遺族給付〕

仕事または通勤のときにけがをしたり病気にかかったりした労働者が、死亡したときに、遺族に対して支給されるもので、**遺族補償年金**または**遺族補償一時金**の2種類があります。またこの他**特別支給金**が支給されます。

a 遺族補償年金〔遺族年金〕

遺族補償年金の対象となる遺族には2種類あり、遺族補償年金を受ける権利を有する遺族（受給権者）と、受給権者となることのできる資格を有する遺族（受給資格者）に分けられます。受給資格者とは、労働者が死亡した当時、その収入によって生計を維持していた「配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹」です。これらの受給資格者の中で優先順位の最も高い者が受給権者となり、年金を受給できます。

同順位の方が数人いるときは、等分した額がそれぞれに支給されます。最も順位の高い人が死亡するなどして失権または失格したとき、次の順位の受給資格者が新たに受給権者となります。受給資格者の優先順位は以下のとおりです。

1. 妻（内縁関係を含む）または60歳以上もしくは一定の障害のある夫
2. 18歳の誕生日をすぎたから最初の3月31日までの期間にある子または一定の障害のある子
3. 60歳以上または一定の障害のある父母
4. 18歳の誕生日をすぎたから最初の3月31日までの期間にある孫または一定の障害のある孫
5. 60歳以上または一定の障害のある祖父母
6. 18歳の誕生日をすぎたから最初の3月31日までの期間にある兄弟姉妹若しくは60歳以上または一定障害のある兄弟姉妹
7. 55歳以上60歳未満の夫
8. 55歳以上60歳未満の父母
9. 55歳以上60歳未満の祖父母
10. 55歳以上60歳未満の兄弟姉妹

但し年金の受給は60歳を過ぎてからになります。

遺族補償年金の年間支給金額は以下（表H）のとおりです。

（表H）

遺族の数（※1）	支給年金額
1名	給付基礎日額の153日分
1名（※2）	175日分
2名	201日分
3名	223日分
4名以上	245日分

※1 遺族数とは遺族補償年金の受給権者及び受給権者と生計を同じくしている受給資格者の数を指します。

※2 55歳以上の妻または労働省令で定める障害の状態にある妻。

また遺族補償年金受給権者の希望により、給付基礎日額の1,000日分を限度に遺族補償年金の前払いを受けることができます（遺族補償年金前払一時金）。遺族補償年金前払一時金の申請は遺族補償年金の申請と同時に行為するのが原則ですが、遺族補償年金支給決定の通知のあった翌日から1年以内であれば申請可能です。

手続き

「遺族補償年金支給請求書」に所定の事項を記入し、次の書類を添えて事業所の所轄労働基準監督署長に提出します。

添付する書類

1. 労働者の死亡を証明する書類（死亡診断書など）
2. 死亡労働者と受給権者および受給資格者との身分を証明する戸籍の謄本または抄本
3. 死亡労働者が、受給権者および受給資格者と内縁関係にあった場合は、その事実を証明する書類
4. 受給権者および受給資格者が、死亡労働者の収入によって生計を維持していたことを証明する書類
5. 受給資格者のうち、受給権者と生計を同じくしている人は、その事実を証明する書類
6. 受給権者が死亡労働者の妻で、障害の状態にあるとき、その障害の状態にあることを証明する書類（医師の診断書など）
7. 受給権者および受給資格者の中で、障害の状態にあることより遺族補償年金を受けることになった人は、労働者の死亡時から引き続き障害の状態にあることを証明する書類

b 遺族補償一時金〔遺族一時金〕

遺族補償一時金は以下のいずれかの場合に支給されます。

- 1 労働者の死亡当時、遺族補償年金の受給資格者がいない場合。
- 2 遺族補償年金の受給権者が失権した場合において、他に年金の受給資格者がなく、かつすでに支給された年金の合計額が給付基礎日額の1000日分に満たない場合。

遺族補償一時金は以下の遺族のうち、優先順位が最も高い者に支給されます。

- 1 配偶者
- 2 労働者の死亡当時、その収入によって生計を維持していた子、父母、孫及び祖父母
- 3 その他の子、父母、孫及び祖父母
- 4 兄弟姉妹

遺族補償一時金の支給額は、給付基礎日額の1000日分ですが、受給資格者が失権するなどして消滅したときは、給付基礎額の1000日分から、それまでに受給資格者全員に支払われていた年金の合計額を差し引いた額が支払われます。

手続き

「遺族補償一時金支給請求書」に必要事項を記入の上、請求書に所定の事項を記入し、次の書類を添えて事業所の所轄労働基準監督署長に提出します。

添付する書類

1. 労働者の死亡を証明する書類（死亡診断書など）
2. 申請人と死亡労働者との身分を証明する戸籍の謄本または抄本
3. 申請人が死亡労働者と内縁関係にあった場合は、その事実を証明する書類
4. 申請人が、死亡労働者の収入によって生計を維持していたことを証明する書類

c 特別支給金

遺族補償給付（遺族補償年金・遺族補償一時金）の受給権者に対し支給されるもので、**遺族特別支給金**及び特別給与を基礎とする**遺族特別年金**、**遺族特別一時金**の3種類があります。これら特別支給金の申請は、原則として遺族補償給付の請求と同時にしなう必要があります。

c.1 遺族特別支給金

遺族補償年金若しくは遺族補償一時金の受給権者に一律300万円が支給されます。受給権者が2人以上いる場合はその人数で除した金額が均等に支給されます。

c.2 遺族特別年金

遺族補償年金の受給権者に対して以下(表1)の通り支給されます。この時受給権者が2人以上いる場合はその人数で除した金額が均等に支給されます。

(表1)

遺族の数(※1)	支給年金額
1名	算定基礎日額の153日分
1名(※2)	175日分
2名	201日分
3名	223日分
4名以上	245日分

※1 遺族数とは遺族補償年金の受給権者及び受給権者と生計を同じくしている受給資格者の数を指します。

※2 55歳以上の妻または労働省令で定める障害の状態にある妻。

c.3 遺族特別一時金

遺族補償一時金の受給権者に対して以下の通り支給されます。この時受給権者が2人以上いる場合はその人数で除した金額が均等に支給されます。

- 1 労働者の死亡当時、遺族補償年金の受給資格者がいない場合。 算定基礎日額の1,000日分
- 2 遺族補償年金の受給権者が失権した場合において、他に年金の受給資格者がなく、かつすでに支給された年金の合計額が給付基礎日額の1000日分に満たない場合。 算定基礎日額の1,000日分から既に支払われた合計額との差額

G 葬祭料〔葬祭給付〕

死亡した労働者の葬祭を行なったと認められたものに支給されます。(実際に葬祭を実施していれば遺族以外でも支給されます)

給付の内容

基本額 (315,000 円) に給付基礎日額の 30 日分を加算した額、または給付基礎日額の 60 日分のいずれか高いほうが支給されます。

手続き

「葬祭料〔葬祭給付〕支給請求書」に必要事項を記入し、労働者の死亡を証明する書類と共に事業所の所轄労働基準監督署長に提出します。

H 二次健康診断等給付

事業主が実施する定期健康診断において、業務上の事由による脳血管疾患及び心臓疾患の発生に関連する血圧、血糖、血中脂質及び肥満度の4項目すべてに異常があると診断された場合、必要な再検査を行なう為の二次健康診断及びその結果に基づく保健指導を無償で受けられます。但し二次健康診断は労災指定病院・診療所で行なわれなければなりません。

手続き

「二次健康診断等給付請求書」に必要事項を記入の上、二次健康診断を受けようとする医療機関を経由して事業所の所轄の労働局長へ提出します。

この際、定期健康診断において異常があると診断されたことを証明する書類及び事業主の証明と共に提出する。但し、二次健康診断給付の請求は定期健康診断を受けた日から3ヶ月以内に行なわれなければなりません。